

## 対象物質と基準表

特定有害物質(法第2条)		指定基準		第二溶出量基準
		<直接摂取によるリスク>	<地下水等の摂取によるリスク>	
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準	
四塩化炭素	第1種特定有害物質 揮発性有機化合物		0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン			0.004mg/L以下	0.04mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン			0.1 mg/L以下	1.0mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン			0.04mg/L以下	0.4mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン			0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
ジクロロメタン			0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下	0.1 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン			1mg/L以下	3mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン			0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
トリクロロエチレン			0.03mg/L以下	0.3mg/L以下
ベンゼン			0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
クロロエチレン			0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
カドミウム		第2種特定有害物質 重金属等	土壌1kgにつき150mg以下	0.01mg/L以下
六価クロム	土壌1kgにつき250mg以下		0.05mg/L以下	1.5mg/L以下
シアン	(遊離シアン)50mg以下		検出されないこと	1.0mg/L以下
水銀	土壌1kgにつき15mg以下		0.0005mg/L以下	0.005mg/L以下
アルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン	土壌1kgにつき150mg以下		0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
鉛	土壌1kgにつき150mg以下		0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
砒素	土壌1kgにつき150mg以下		0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
ふっ素	土壌1kgにつき4000mg以下		0.8mg/L以下	24mg/L以下
ほう素	土壌1kgにつき4000mg以下		1mg/L以下	30mg/L以下
シマジン	第3種特定有害物質 農薬等		0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
チウラム			0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
チオベンカルプ			0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
PCB			検出されないこと	0.003mg/L以下
有機りん			検出されないこと	1mg/L以下

※上記表中の  の物質については、平成29年4月1日より追加されました。